



目次	ページ
規則	
◎高知県補助金等交付規則の一部を改正する規則	1
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
告示	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則付則第2項の規定により道路の位置の指定があったものとみなされた道の指定の廃止 (建築指導課)	6
公告	
○土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課)	6

規 則

高知県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号
高知県補助金等交付規則の一部を改正する規則

高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び生年月日」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第15条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- 第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- 第15条第2項中「間接補助金等の他の用途への使用をし、又は間接補助事業等に関して法令等に違反した」を「次の各号のいずれかに該当すると認めた」に改め、同項に次の各号を加える。

- 間接補助金等を他の用途に使用したとき。
 - 間接補助事業等に関して法令等に違反したとき。
 - 第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- 第24条中「補助金の」を「補助金等の」に改める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の高知県補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日前に補助金等の額が確定され、又は補助金等が交付されたものについては適用しない。

~~~~~  
高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第27号**  
**高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用許可」を「利用の許可」に改め、同条第2項中「その利用」を「センターの利用」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第5条中「許可の内容を変更して」を「当該許可の内容を変更してセンターを」に改める。

第5条の2中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条の3第1項中「の規定により」を「の規定に基づき」に、「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第2号中「中断されたため、」を「中断されたため、研究室の」に改め、同条第2項中「研究室の利用期間」を「条例第3条第1項の規定により研究室の利用期間」に改め、同条第3項中「その延長」を「研究室の利用期間の延長」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第6条の見出しを「（使用料等の額）」に改め、同条中「別表第1に規定する」を「別表第1の」に、「別表第2に規定する」を「別表第2の」に、「別表第2の」を「別表第2に定める」に改める。

第6条の2の見出し中「納付」を「納付期限」に改め、同条中「納入通知書により」を「納入通知書によりこれを」に改める。

第7条第1項中「に規定する」を「の規定により」に改める。

第8条第1項中「所長は、」を「所長は、条例第6条の規定により」に、「当該依頼者」を「当該依頼をした者」に改め、同条第2項中「当該依頼者」を「当該依頼をした者」に改める。

第9条第2項中「試料」を「前項ただし書の規定に基づき試料」に、「当該依頼者」を「当該試料を提出した者」に改める。

第10条第1項第1号中「県の機関（）」を「県の機関（知事が）」に改め、同条第3項中「の規定により」を「の規定に基づき」に、「第4条の規定による」を「第4条第1項の」に改め、同条第4項中「その使用料等の減免」を「使用料等の減免」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第11条第1項中「の規定により」を「の規定に基づき」に改め、同条第2項中「その還付」を「使用料又は手数料の還付」に、「当該請求者」を「当該請求をした者」に、「交付するものとし、還付しない」を「交付し、還付をしない」に改める。

第12条第2項中「承認を」を「その承認を」に改め、同条第3項中「その設置」を「機械器具の設置」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第12条の2の見出し中「改造等」を「改造等の申請等」に改め、同条第2項中「その改造」を「研究室の改造」に、「当該申請者」を「当該申請をした者」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第13条中「関係職員が」を「関係職員がセンターの」に、「必要により当該利用に係る」を「必要があつて当該利用に係るセンターの」に改める。

第14条第1項中「センターの」を削り、「その指示」を「、その指示」に改め、同条第2項中「第4条の規定により」を「第4条第1項の規定に基づき」に、「停止された」を「停止させられた」に、「復し、」を「復し、センターの」に改める。

第14条の2第2号中「利用の許可」を「当該許可」に改める。  
第15条第2号及び第3号中「損傷又は損壊する」を「汚損し、又は損壊する」に改める。

第16条の見出しを「(権限委任)」に改め、同条中「別表第2に規定する」を「別表第2の」に改め、「同表の備考に規定する」を削る。

第17条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。

別表第1中

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| X線透過装置 | 1台1時間につき | 1,010 |
|--------|----------|-------|

|          |          |       |
|----------|----------|-------|
| 乾式X線透過装置 | 1台1時間につき | 1,340 |
|----------|----------|-------|

改め、

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 輪郭測定機 | 1台1時間につき | 1,370 |
|-------|----------|-------|

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| データロガ | 1台1時間につき | 1,440 |
|-------|----------|-------|

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 光沢計 | 1台1日につき | 1,080 |
|-----|---------|-------|

|         |         |       |
|---------|---------|-------|
| フェードメータ | 1台1日につき | 2,010 |
|---------|---------|-------|

及び

|            |          |       |
|------------|----------|-------|
| 生産システム実習装置 | 1台1時間につき | 1,890 |
|------------|----------|-------|

削り、

|           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| ノイズ免疫試験装置 | 1台1時間につき | 1,760 |
|-----------|----------|-------|

削り、

|           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| ノイズ免疫試験装置 | 1台1時間につき | 1,760 |
|-----------|----------|-------|

|          |          |       |
|----------|----------|-------|
| クリーブメーター | 1台1時間につき | 1,070 |
|----------|----------|-------|

|                  |          |       |
|------------------|----------|-------|
| CNC輪郭形状測定機(粗さ測定) | 1台1時間につき | 1,220 |
|------------------|----------|-------|

|                  |          |       |
|------------------|----------|-------|
| CNC輪郭形状測定機(輪郭測定) | 1台1時間につき | 1,660 |
|------------------|----------|-------|

改め、同表分析機器の項中

|            |          |       |
|------------|----------|-------|
| マイクロコンピュータ | 1台1時間につき | 1,570 |
|------------|----------|-------|

及び

|              |          |       |
|--------------|----------|-------|
| オートアナライザシステム | 1台1時間につき | 7,670 |
|--------------|----------|-------|

削り、

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 耐候試験機 | 1台1日につき | 4,330 |
|-------|---------|-------|

削り、

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 耐候試験機 | 1台1日につき | 4,330 |
|-------|---------|-------|

|            |          |       |
|------------|----------|-------|
| 微量香气成分定量装置 | 1台1時間につき | 2,850 |
|------------|----------|-------|

|                   |          |       |
|-------------------|----------|-------|
| 機能性成分高速分析UPLCシステム | 1台1時間につき | 3,610 |
|-------------------|----------|-------|

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 分光光度計 | 1台1時間につき | 1,680 |
|-------|----------|-------|

|                    |          |       |
|--------------------|----------|-------|
| ポストカラム誘導体化HPLCシステム | 1台1時間につき | 3,420 |
|--------------------|----------|-------|

|                  |          |       |
|------------------|----------|-------|
| 微量成分分離分取高速システム   | 1台1時間につき | 1,850 |
| 機能性成分高速分析XLCシステム | 1台1時間につき | 1,850 |

改め、同表加工機器の項中

|      |         |       |
|------|---------|-------|
| 脱鉄装置 | 1台1日につき | 2,350 |
|------|---------|-------|

削り、「回転式二重釜」を「回転式二重釜」に改め、

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 解凍機 | 1台1時間につき | 1,380 |
|-----|----------|-------|

|            |          |       |
|------------|----------|-------|
| スパイラルプレーター | 1台1時間につき | 3,200 |
|------------|----------|-------|

及び

|          |          |       |
|----------|----------|-------|
| 形彫り放電加工機 | 1台1時間につき | 1,780 |
|----------|----------|-------|

削り、

|              |          |       |
|--------------|----------|-------|
| 金属組織検査試料作成装置 | 1台1時間につき | 1,690 |
|--------------|----------|-------|

|              |          |       |
|--------------|----------|-------|
| 金属組織検査試料作成装置 | 1台1時間につき | 1,690 |
|--------------|----------|-------|

|             |          |       |
|-------------|----------|-------|
| パルパーフィニッシャー | 1台1時間につき | 1,050 |
|-------------|----------|-------|

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 冷風乾燥機 | 1台1時間につき | 530 |
|-------|----------|-----|

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 柑橘搾汁機 | 1台1時間につき | 1,070 |
|-------|----------|-------|

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| スライサー | 1台1時間につき | 960 |
|-------|----------|-----|

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 果実洗浄機 | 1台1時間につき | 890 |
|-------|----------|-----|

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 熱転写装置 | 1台1時間につき | 2,660 |
|-------|----------|-------|

|               |          |       |
|---------------|----------|-------|
| ドライフィルムラミネーター | 1台1時間につき | 1,010 |
|---------------|----------|-------|

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| フリーズドライ | 1台1日につき | 12,550 |
|---------|---------|--------|

|               |          |       |
|---------------|----------|-------|
| 微粉粒摩砕機        | 1台1時間につき | 640   |
| 精油成分抽出用減圧蒸留装置 | 1台1時間につき | 1,370 |

改める。

別表第2の2 定量分析の項中

|                        |           |        |
|------------------------|-----------|--------|
| (2) 特殊機器による定量分析        |           |        |
| ア 蛍光X線分析               | 1試料につき    | 12,880 |
| イ ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ |           |        |
| （ア）簡易なもの               | 1試料につき    | 14,150 |
| （イ）一般的なもの              | 1試料につき    | 28,470 |
| （ウ）特殊なもの               | 1試料につき    | 61,930 |
| ウ 固体発光分析               |           |        |
| （ア）一般的なもの              | 1試料につき    | 7,040  |
| （イ）特殊なもの               | 1試料につき    | 13,140 |
| エ 赤外線式炭素硫黄分析           | 1試料につき    | 4,290  |
| オ 元素分析                 | 1試料につき    | 3,820  |
| カ X線光電子分光分析            |           |        |
| （ア）表面分析                | 1箇所1成分につき | 23,970 |
| （イ）マッピング               | 1箇所につき    | 21,970 |
| （ウ）深さ分析                | 1箇所につき    | 43,750 |
| キ オートアナライザ分析           | 1試料1項目につき | 10,680 |
| ク 脂肪酸分析                | 1試料につき    | 12,400 |
| ケ アスベスト試験              | 1件につき     | 28,000 |

を「

|                        |        |        |
|------------------------|--------|--------|
| (2) 特殊機器による定量分析        |        |        |
| ア 蛍光X線分析               | 1試料につき | 12,880 |
| イ ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ |        |        |
| （ア）簡易なもの               | 1試料につき | 14,150 |
| （イ）一般的なもの              | 1試料につき | 28,470 |
| （ウ）特殊なもの               | 1試料につき | 61,930 |

|                         |           |        |
|-------------------------|-----------|--------|
| ウ 固体発光分析                |           |        |
| （ア）一般的なもの               | 1試料につき    | 7,040  |
| （イ）特殊なもの                | 1試料につき    | 13,140 |
| エ 赤外線式炭素硫黄分析            | 1試料につき    | 4,290  |
| オ 元素分析                  | 1試料につき    | 3,820  |
| カ X線光電子分光分析             |           |        |
| （ア）表面分析                 | 1箇所1成分につき | 23,970 |
| （イ）マッピング                | 1箇所につき    | 21,970 |
| （ウ）深さ分析                 | 1箇所につき    | 43,750 |
| キ 脂肪酸分析                 | 1試料につき    | 12,400 |
| ク アスベスト試験               | 1件につき     | 28,000 |
| ケ 微量成分分離分取高速システムによるもの   | 1試料につき    | 14,660 |
| コ 機能性成分高速分析XLCシステムによるもの | 1試料につき    | 14,660 |

に改め、同表の3 物理化学試験の項中

|                               |           |       |
|-------------------------------|-----------|-------|
| (1) 物理化学試験（(2)及び(3)によるものを除く。） |           |       |
| ア 簡易なもの                       | 1試料1項目につき | 1,010 |
| イ 一般的なもの                      | 1試料1項目につき | 1,700 |
| ウ 特殊なもの                       | 1試料1項目につき | 3,470 |
| エ テクスチャーアナライザ試験               | 1試料1項目につき | 6,180 |
| オ 色差試験                        | 1試料1項目につき | 2,180 |

を「

|                               |           |       |
|-------------------------------|-----------|-------|
| (1) 物理化学試験（(2)及び(3)によるものを除く。） |           |       |
| ア 簡易なもの                       | 1試料1項目につき | 1,010 |
| イ 一般的なもの                      | 1試料1項目につき | 1,700 |
| ウ 特殊なもの                       | 1試料1項目につき | 3,470 |
| エ テクスチャーアナライザ試験               | 1試料1項目につき | 6,180 |
| オ 色差試験                        | 1試料1項目につき | 2,180 |
| カ クリープメーター試験                  | 1試料1項目につき | 7,070 |

に改め、同表の4 機械金属材料試験の項中

|             |               |       |
|-------------|---------------|-------|
| (3) 非破壊検査   |               |       |
| ア X線透過試験    |               |       |
| （ア）工業用サイズ   | 1試料1照射につき     | 3,480 |
| （イ）四つ折り     | 1試料1照射につき     | 4,970 |
| イ 超音波試験     | 1試料1項目につき     | 4,810 |
| ウ その他非破壊検査  | 1試料1項目につき     | 1,600 |
| (4) 物理試験    |               |       |
| ア 熱分析試験     | 1試料1項目につき     | 7,460 |
| イ 熱膨張試験     | 1試料1項目につき     | 7,120 |
| ウ 切れ味試験     | 1試料1項目につき     | 2,370 |
| (5) 鋳物砂試験   |               |       |
| ア 耐火度試験     | 1試料1項目につき     | 7,770 |
| イ 焼付け試験     | 1試料1項目につき     | 5,220 |
| ウ ふるい分け試験   | 1試料1項目につき     | 1,670 |
| エ 粘土分測定試験   | 1試料1項目につき     | 1,540 |
| オ その他鋳物砂試験  | 1試料1項目につき     | 1,160 |
| (6) 計測試験    |               |       |
| ア 精密測定試験    | 1試料（5項目まで）につき | 3,940 |
|             | 1項目増すごとに      | 340   |
| イ 形状測定試験    | 1試料1項目につき     | 2,830 |
| ウ 真円度測定試験   | 1試料1項目につき     | 2,830 |
| エ 歯車測定試験    | 1試料1項目につき     | 3,350 |
| オ その他精密測定試験 | 1試料1項目につき     | 1,600 |

を「

|            |               |        |
|------------|---------------|--------|
| (3) 非破壊検査  |               |        |
| ア X線透過試験   | 1試料1照射につき     | 11,480 |
| イ 超音波試験    | 1試料1項目につき     | 4,810  |
| ウ その他非破壊検査 | 1試料1項目につき     | 1,600  |
| (4) 物理試験   |               |        |
| ア 熱分析試験    | 1試料1項目につき     | 7,460  |
| イ 熱膨張試験    | 1試料1項目につき     | 7,120  |
| (5) 計測試験   |               |        |
| ア 精密測定試験   | 1試料（5項目まで）につき | 3,940  |

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| イ 粗さ測定試験    | 1項目増すごとに 340    |
| ウ 真円度測定試験   | 1試料1項目につき 2,830 |
| エ 歯車測定試験    | 1試料1項目につき 3,350 |
| オ 輪郭形状測定試験  | 1試料1項目につき 3,820 |
| カ その他精密測定試験 | 1試料1項目につき 1,600 |

に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に改め、同表の5 窯業材料試験の項中

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| (1) 窯業材料試験 ((2) 及び(3)によるものを除く。) |                  |
| ア カサ比重試験                        | 1試料1項目につき 1,160  |
| イ 比表面積試験                        | 1試料1項目につき 11,590 |
| ウ 熱分析                           | 1試料1項目につき 6,690  |
| エ 粒度分布                          | 1試料1項目につき 7,040  |
| オ 冷凍融解                          | 1試料1項目につき 21,150 |
| カ 走査電子顕微鏡組織写真                   | 1試料1枚につき 7,770   |
| キ 走査型プローブ顕微鏡試験                  | 1試料1項目につき 11,830 |
| ク その他窯業材料試験                     | 1試料1項目につき 1,620  |

を「

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| (1) 窯業材料試験 ((2) 及び(3)によるものを除く。) |                  |
| ア カサ比重試験                        | 1試料1項目につき 1,160  |
| イ 比表面積試験                        | 1試料1項目につき 11,590 |
| ウ 熱分析                           | 1試料1項目につき 6,690  |
| エ 粒度分布                          | 1試料1項目につき 7,040  |
| オ 冷凍融解                          | 1試料1項目につき 21,150 |
| カ 走査電子顕微鏡組織写真                   | 1試料につき 11,430    |
| キ 走査電子顕微鏡組織写真 (高分解能)            | 1試料につき 17,050    |
| ク 走査型プローブ顕微鏡試験                  | 1試料1項目につき 11,830 |
| ケ その他窯業材料試験                     | 1試料1項目につき 1,620  |

に、

|             |                  |
|-------------|------------------|
| (3) 骨材試験    |                  |
| ア 砂の有機不純物試験 | 1試料1項目につき 2,500  |
| イ ふるい分け試験   | 1試料1項目につき 2,500  |
| ウ 洗い試験      | 1試料1項目につき 2,710  |
| エ 表面水量試験    | 1試料1項目につき 3,040  |
| オ すりへり減量試験  | 1試料1項目につき 6,220  |
| カ 軟石量試験     | 1試料1項目につき 5,590  |
| キ 安定性試験     | 1試料1項目につき 16,960 |
| ク その他骨材試験   | 1試料1項目につき 2,140  |

を「

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| (3) 骨材試験  |                 |
| ア ふるい分け試験 | 1試料1項目につき 2,500 |
| イ その他骨材試験 | 1試料1項目につき 2,140 |

に改め、同表の10 英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写の項を次のように改める。

|                                    |                  |       |       |
|------------------------------------|------------------|-------|-------|
| 10 英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写 | (1) 英語表記による成績報告書 | 1通につき | 2,600 |
|                                    | (2) 成績報告書の複本     | 1通につき | 440   |
|                                    | (3) 証明書          | 1通につき | 590   |
|                                    | (4) 文献複写         | 1通につき | 440   |

**附 則**

- (施行期日)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。(経過措置)
  - この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第28号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「その利用」を「センターの利用」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第5条中「許可の内容を変更して」を「当該許可の内容を変更してセンターを」に改める。

第6条の見出しを「(使用料等の額)」に改め、同条中「別表第1に規定する」を「別表第1の」に、「別表第2に規定する」を「別表第2の」に改める。

第7条第1項中「次項において同じ」を削り、同条第2項中「規定により分析、試験等を依頼した」を「依頼書を提出した」に改める。

第8条中「所長は、」を「所長は、条例第6条の規定により」に改める。

第9条第2項中「試料を返還する」を「前項ただし書の規定に基づき試料を返還する」に改める。

第10条第1項第1号中「県の機関(」を「県の機関(知事が」に改め、同条第3項中「その減額」を「使用料又は手数料の減額」に、「交付するものとし」を「交付し」に改める。

第11条第2項中「その還付」を「使用料又は手数料の還付」に、「交付するものとし、還付しない」を「交付し、還付をしない」に改める。

第13条中「必要により当該利用に係る」を「必要があつて当該利用に係るセンターの」に改める。

第14条第1項中「その指示」を「、その指示」に改め、同条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に、「停止された」を「停止させられた」に改める。

第16条の見出しを「(権限委任)」に改め、同条中「別表第2に規定する」を「別表第2の」に改める。

第17条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、知事が」に改める。

別表第1中

13キログラムホワイト型ビーター	1台1時間につき	680
------------------	----------	-----

削り、「地球釜」を「地球釜」に改め、

粉砕機	1台1時間につき	1,340
-----	----------	-------

「
粉砕機 1台1時間につき 1,340
オゾン水実験装置 1台1時間につき 2,400
改め、同表試験機器の項中
「
万能試験機 1台1時間につき 1,140
マイクロハイスコープ 1台1時間につき 1,870
走査電子顕微鏡 1台1時間につき 3,050
削り、
「
環境総合実験システム 1台1時間につき 1,230
環境総合実験システム 1台1時間につき 1,230
耐候性試験機加温システム 1台30時間につき 2,390
デジタルマイクロスコープ 1台1時間につき 770
大型滑走式マイクローム 1台1時間につき 1,170
テンシロン万能試験機 1台1時間につき 1,230
改め、同表抄紙加工機の項中
「
サイズプレス 1台1時間につき 980
モールド試験機 1台1時間につき 900
削り、「艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）」を「艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）」に、

「
スーパーキャレンダー 1台1時間につき 1,380
スーパーキャレンダー 1台1時間につき 1,380
超音波アトマイザー 1台1時間につき 940
改め、同表分析機器の項中
「
自記分光光度計 1台1時間につき 660
イオンクロマトグラフ 1台1時間につき 860
元素分析用低真空電子顕微鏡 1台1時間につき 6,950
削り、
「
熱分析装置 1台1時間につき 990
熱分析装置 1台1時間につき 990
分光光度計 1台1時間につき 1,110
イオンクロマトグラフシステム 1台1時間につき 1,890
分析走査型電子顕微鏡 1台1時間につき 2,800
改める。
別表第2 定量分析の項中
「
特殊機器によるもの
簡易なもの 1件（指定成分1成分）につき 12,700
複雑なもの 1件（指定成分1成分）につき 27,940
特殊機器によるもの
簡易なもの 1件（指定成分1成分）につき 12,700
複雑なもの 1件（指定成分1成分）に

「
イオンクロマトグラフによるもの 1件につき 9,920
分析走査型電子顕微鏡によるもの 1件につき 10,120
に改め、同表物理化学試験の項中
「
褪色度試験 1件（30時間まで）につき 7,830
褪色度試験 1件（1時間まで）につき 1,130
（加湿によるもの場合は、1件（1時間まで）につき980円を加える。）
（1時間を超える場合は、1時間につき190円（加湿によるもの場合は、240円）を加える。）
に、
「
衣服内環境試験 1件につき 3,840
衣服内環境試験 1件につき 3,840
真空乾燥試験 1試料につき 2,860
電気伝導率測定試験 1試料につき 1,790
大型滑走式マイクロームによる処理試験 1件につき 3,790
テンシロン万能試験機による試験 1件につき 1,840
分析走査型電子顕微鏡写真 1件につき 5,050
往復摩耗試験 1件につき 3,620

に改め、同表原料処理試験の項中「大型開放釜による煮熟試験」を「大型開放釜による煮熟試験」に、「中型開放釜による煮熟試験」を「中型開放釜による煮熟試験」に、「小型開放釜による煮熟試験」を「小型開放釜による煮熟試験」に、「地球釜による蒸解試験（使用薬品を除く。）」を「地球釜による蒸解試験（使用薬品を除く。）」に、

粉砕処理試験	1 件につき	3,700
--------	--------	-------

を

粉砕処理試験	1 件につき	3,700
超微粒摩砕機による摩砕処理試験	1 件につき	2,270
オゾン水実験装置による処理試験	1 件につき	4,980

に改め、同表抄紙試験の項中

モールド試験機による抄紙試験	1 時間につき	4,970
----------------	---------	-------

を削り、同表加工試験の項中

サイズプレス試験	1 時間につき	3,720
----------	---------	-------

を削り、

スーパーカレンダーによる処理試験	1 時間につき	2,680
------------------	---------	-------

を

スーパーカレンダーによる処理試験	1 時間につき	2,680
超音波アトマイザーによる加工試験	1 時間につき	6,250

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第196号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（昭和35年高知県規則第52号）付則第2項の規定により、同規則による改正後の建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の規定による道路の位置の指定があったものとみなされた道のうち、次の道の指定を廃止する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市宇佐町福島字外原地1-19地先から宇佐字汐浜2841-29地先に至る延長210メートルの道

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合の解散を平成23年3月31日付で認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直